

令和7年度第3回ふじさわ障がい者プラン検討委員会 会議録

日 時：2025年（令和7年）11月10日（月）午前10時から12時まで

会 場：藤沢市本庁舎5階 5-1、5-2会議室

委 員：高山代表、都築委員、種田委員、倉垣内委員、鈴木委員、八十島委員、
小野田委員、松井委員、大郷委員、野村委員、林委員

オブザーバー：村松障がい者総合支援協議会委員

計11名

事務局：古郡福祉部長

障がい者支援課（林、星野、田口、飯沼、大久保、伊原）

こども家庭センター（越川、山中、福岡）

ふじさわ基幹相談支援センターえぼめいく（吉田）

計10名

欠席者：2名

傍聴者：1名

(事務局：林)

おはようございます。障がい者支援課長の林でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。開会に先立ちまして、4点ご案内をさせていただきます。1点目、会議の公開についてのご報告です。この会議は公開とさせていただきますので、傍聴者の方にはあらかじめご入場いただいております。また、議事録作成の関係で会議の内容を録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。2点目、委員の出席状況についてご報告いたします。委員12人中ご出席の委員10名となっております。ご欠席の連絡を戸高副代表と松井委員から頂戴しております。参加状況といたしまして、会場での参加が6名、ウェブ参加が4名での開催となります。なお、この会議において、会議の成立要件規定はございませんので、合わせてご案内させていただきます。また、オブザーバー参加の総合支援協議会、村松委員におかれましてはご出席をいただいております。3点目、会議の進行等についてのお願ひです。ウェブ参加の委員の皆様におかれましては、基本的には音声をミュートにさせていただきますようお願いいたします。ご発言の際には挙手をいただくか、Zoom上の挙手のアイコンをクリックしていただき、指名された後はミュートを解除してお名前をおっしゃっていただいたうえでご発言をお願いいたします。また音声や映像が届きにくい状況等不都合がございましたら、チャット等ですぐ事務局のほうにお知らせをお願いいたします。4点目といたしまして、資料の確認をさせていただきます。資料につきましては、次第に記載しておりますが、これから確認のため読み上げをさせていただきますので、お手元ご確認をお願いいたします。本日の資料といたしまして、

資料1 令和7年度第2回藤沢市障がい者総合支援協議会実施概要

資料2 令和6年度第7期ふじさわ障がい福祉計画・第3期ふじさわ障がい児福祉計画モニタリングシート

資料3 聞き取り調査結果概要

資料4 - 1 アンケート調査票に係る意見回答票

資料4 - 2 アンケート調査票(案)【障がい児(18歳未満)】

資料4 - 3 アンケート調査票(案)【障がい者(18歳以上)】

参考資料として、令和7年度第2回藤沢市障がい者プラン検討委員実施概要、続けて令和7年度第2回藤沢市障がい者プラン検討委員会会議録を配布しております。なお、前回の会議録につきまして、意見、修正等がある委員におかれましては、恐れ入りますが11月24日までに事務局までご連絡くださいますようお願い申し上げます。資料については以上となりますが、過不足等ございましたら、お声かけいただきたいと思います。

それでは、ここからの会議の進行につきましては、高山代表をお願いしたいと思います。

(高山代表)

皆さんおはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。今日もオンラインからで失礼いたしますが、お願ひします。

では、早速ご準備いただきました次第に沿って進めてまいりたいと思います。はじめに報告事項の1、令和7年度第2回藤沢市障がい者総合支援協議会実施報告について、事務局よりご説明をお願ひいたします。

(事務局 飯沼)

事務局飯沼です。それでは、資料1をご覧ください。

先日8月25日に第2回藤沢市障がい者総合支援協議会が開催されました。内容としまして、報告事項として、第2回ふじさわ障がい者プラン検討委員会の実施結果の報告、協議事項として、各専門部会の協議の実施事項などがございました。

はじめに協議事項を各専門部会実施事項について簡単に説明いたします。こちらにつきましては、第2回までに実施されました各専門部会の実施事項について説明、またそれについての意見等がありました。これまでに各専門部会に行った事項としまして、相談支援部会では、緊急時支援アンケートの調査結果の考察、またこれまで行った安全安心プラン作成件数をもとに、安全安心プラン作成件数から導き出せる課題についての議論が行われました。連携支援部会につきましては、教育機関の関係者をオブザーバーとして招致し、外部との連携や保護者への情報提供の困難さなど、そういったものを意見交換し、教育機関と課題の情報提供を行いました。市の就労部会におきましては、職場体験の受け入れ企業3社の状況報告、また受け入れまでのプログラム確認などを行いました。また10月から行われる就労生活支援、こちらについての協議を行いました。生活支援部会におかれましては、市内のグループホームへのアンケートの実施や、日中サービス支援型グループホームの事業報告書について協議を行いました。これらについて、各専門部会の教育実施事項について、各専門部会代表からご説明いただきまして、それに対し評議会の委員間で協議、質疑応答があったものとなります。

次に協議事項、新規日中サービス支援型グループホームについてです。日中サービス支援型グループホームを新規立ち上げするときには、総合支援協議会に事業所の詳細や運営方針など、そういったものを説明し、委員から事業開始に際し意見、要望を述べることとなっております。11月に新規立ち上げ予定となっていた、株式会社湘南ケアステージさんが来庁し、こちらの説明をする予定になっていたのですが、会議直前にこちらのグループホーム指定者の神奈川県から日中サービス支援型での指定が難しいと判定されまして、急遽、介護包括型グループホームの指定見込みとなりました。日中サービス支援型ではなく、介護包括型の場合、協議会への説明は必要ありませんが、日中サービス支援型への移行を検討しているということでしたので、予定通り現状を説明していただきまして、委員から意見、要望を行ったところとなります。

またその他の点で事務局から医療的ケア、地域支援協議会の進捗状況について説明がありました。

簡単ではございますが、第2回藤沢市総合支援協議会の実施結果については以上となります。

(高山代表)

ご説明ありがとうございました。皆さんのほうから、今の説明についてご質問、ご意見等あれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。都築委員、お願いいたします。

(都築委員)

自閉症児・者親の会の都築です。グループホームについてです。2枚目の裏の部分の八十島委員の質問のところで、ショートステイはどのようなかというところですが、資料を読んだときに同じ疑問を持ちました。この回答の「該当」の意味がわかりません。医師会のショートステイと連携すれば日中グループホームもよいということなのでしょうか。

(事務局 飯沼)

こちらについては湘南ケアステージさんがみえられて、そのような回答がありました。ただ最終的に指定をするのは神奈川県となりますし、こちらのほうでもご相談があったときにそこまで詳しく確認できなかったため、このような協議会での回答となってしまいました。こちらは湘南ケアステージさんが回答しておりますが、実際のところは確認がまだできてないところがあります。湘南ケアステージさんがつくろうとしていた予定のグループホームについては、介護包括型で今運用始まっているところもありますので、また今後、日中型になるということであれば、連絡があって協議会のほうで検討していく形となります。

(都築委員)

そもそも日中一時型に対するショートステイのあり方がどのようなかということで、このグループホームはどこか他のところにあるからそれとセットだったらOKだったのかと思いました。併用でもOKなわけですね。併設でもOKなのですね。この申請があったグループホームは、確か4部屋でショートの一部屋がなかったので、おかしいなと思っていました。この形でも通る方法があるということなのですか。

(事務局 吉田)

指定権者が県になるので、我々のとこであだこうだとは言えないのですが、今回は日中支援型の申請をしたけれど該当しなかったということになります。その要因の1つはおっしゃる通り、短期入所の居室の確保というところではないかと推測をいたします。ただこればかりは市で判断することではないので、詳細は事務局で県に確認を取りますが、現状はそういう形で今回は包括型での申請ということになったということです。

(都築委員)

はい。わかりました。

(高山代表)

ありがとうございました。他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に報告の2に進みたいと思います。ふじさわ障がい者プラン2026（中間見直し）の令和6年度の実績について、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局 飯沼)

事務局飯沼です。資料2をご覧ください。本資料は、現計画ふじさわ障がい者プラン2026中間見直しである、第7期ふじさわ障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画の令和6年度の実績を記したものととなります。現計画の令和6年の実績、見込み量、また前計画の令和3年度から5年度までの実績を記載しております。そのため、現計画から追加された目標事項については、令和3年度から5年度まで実績はありませんので空欄となっております。資料については、事業及びサービスの種類が多く、こちらすべてを口頭で説明することが難しいため、前年度の実績や見込みの比較において大きく差が生じているものなどを中心にお伝えします。

まず1ページ、「地域共生社会づくりの目標値」となります。こちらの1番「福祉施設の入所者の地域生活への移行」は、グループホームへの移行、在宅への移行については、昨年同様の数値となっております。こちらも引き続き、地域生活支援拠点等の整備を前計画から引き続き推進する必要がある結果となりました。

続いて2ページをご覧ください。(3)「就労移行支援・就労定着支援事業所」、その下の5番「相談支援体制の充実・強化等」、そして6番「障がい福祉サービス等の質を向上させる取組に係る体制の構築」については、多くが今回の現在の計画から追加された目標となります。そのためこれまでとの比較ができないところでありますので、来年度の実績を見ていくことで結果の推移を見ていくところとなります。

続いて3ページをご覧ください。ここからは障がい福祉サービスの計画見込み量と実績となります。はじめに(1)「訪問系サービス」になります。こちらは各年度の3月分の利用分を示しているものとなります。訪問系サービスの重度障がい者包括支援につきましては、昨年同様、実績がゼロとなりました。市内事業者のいない状況となったため、こちらはこれまでと同様の結果実績がない状況となりました。続いて(2)「日中活動系サービス」の「自立訓練」をご覧ください。自立訓練の機能訓練につきましては、市内の事業所がなく、自立支援ホームの利用が主となっております。令和5年度は利用者が2人という状況でしたが、令和6年度は5人となったため、経年比較としては数字が大きく伸びているところがあります。

続いて4ページをご覧ください。ウ「就労支援」となります。こちら各年度の3月分の利用を示しております。このうち就労継続支援B型については、昨年と比較して増加しております。近年の市内事業所の増に合わせ、こちらの利用者の利用時間などについても大きく伸びているところとなります。続いて、その下の「居住系サービス」となります。自立生活援助につきましては、こちら昨年度実績がゼロとなっております。事業所は市内にごさ

いますが、実績が上がってきてない状況となりまして、このことについてはサービス内容が相談支援や関係機関との調整がメインであり、内容が計画相談と重複することがあるため、計画相談にて自立生活援助の対応を行っているためというところが推察されます。

続きまして5ページをご覧ください。ここからは「地域生活支援事業の実績」となります。こちらの必須事業の(5)「意思疎通支援事業」の要約筆記者数の延べ利用件数につきましては、昨年が460件だったのに対して、令和6年度800件となりました。こちらにつきましては、昨年度から比較しまして派遣を要する利用者、またその利用する事業の依頼が増えたため利用の増加分がありました。令和7年度もこの傾向があるため、令和7年度も同様の結果となる見込みとなります。

続いて6ページです。「任意事業」の(3)「日中一時支援事業」となります。こちらにつきましては、令和6年の10月に募集をかけて行ったことにより、夕方長時間利用できる事業者が増えたことから、利用者、また特に利用回数の増加が見られました。令和5年度が12,943回だったのに対し、令和6年度は18,628回となっております。この増加については報酬改定による制度理解が進んだ令和7年度においても更なる増加になる見込みとなっておりますので、令和7年度は令和6年度以上の利用が見込まれます。

ここまでが障がい福祉計画となります。次からは、障がい児福祉計画となりますので、こども家庭センターのほうからご説明いたします。

(事務局 福岡)

こども家庭センターの福岡です。第3期ふじさわ障がい児福祉計画の令和6年度実績につきましては、同じ資料の7ページをご覧ください。まず2番「保育所等訪問支援のサービス提供体制の強化」について、保育所等訪問支援につきましては、令和6年度12箇所になっておりまして、事業所数が年々増加しております。連絡会の中で支援導入のための流れなどの確認や事業所間で意見交換などを行い、提供体制の強化に努めております。

続きまして、8ページをご覧ください。こちらにつきましては、「障がい児通所支援及び障がい児相談支援」の見込み量と実績を記載しております。表の中の実績の上段の「人日」となっているのが、年度末付けの全体利用者数となっております、下の段のカッコ書きの人数につきましては、各年度の実利用者数となっております。表の2段目の「医療型児童発達支援」につきましては、令和6年度、報酬改定があったことから、1段目の児童発達支援に累計が一元されております。

児童発達支援、放課後等デイサービスにつきましては、事業者数と利用児童者数が増加していることから、実績が見込みを上回っている結果となっております。

こども家庭センターからにつきましては以上となります。

(高山代表)

ありがとうございました。ただいま資料2についてご説明いただきました。こちらの説明について、皆さんからご質問、ご意見等いかがでしょうか。それでは種田委員お願いいたします。

(種田委員)

藤沢市肢体障がい者協会の種田と申します。1点質問で、1点意見があります。

質問は1ページの2番の(2)「精神障がい者の家族支援に係る事業」の中で、うつ病家族セミナー開催回数とその参加人数が前の年度よりも回数が倍です。参加人数は大幅に上がっていると思いますが、この実情をお尋ねしたいと思います。

意見としましては、6ページの「スポーツ・レクリエーション教室開催等事業」の神奈川県障がい者スポーツ大会参加者数ですが、例年、人数的には変わらない感じはしますが、障がい者支援課の対応が以前とは少し違っておりまして、段々優しくない対応になっていると種田は感じております。広報には、スポーツ大会の情報を挙げてくださっていますが、以前は障がい者支援課にいて申込用紙を書くと、障がい者支援課のほうで送ってくださっていました。今は各自でダウンロードして郵送してくださいということになっていますし、本年度からは、県からの依頼がないから大会当日に職員を派遣しませんと言われました。いろいろ支障がないわけではないですし、何か優しくない対応だと感じております。これは変えられないのかどうかわかりませんが、もう少し優しい対応をお願いしたいと思います。特に知的の方はしっかりしたお母様がいらっしゃるとうちんと申し込みをされると思うのですが、身体等でだんだん高齢になってくるとダウンロードもできない、申込書を書くのも大変という方が出てきます。少しご対応を考えていただけると種田はうれしく思います。以上です。

(事務局 飯沼)

事務局飯沼です。はじめに質問としてありました、うつ病セミナー開催回数についてです。令和5年度が3回に対し、令和6年度7回ということで回数は確かに倍になっております。こちらについて担当課のほうに確認したのですが、需要があるからというところで利用回数の増加があったようです。その内容の詳細まで詳しく伺っていませんが、状況としてはそのようになっています。

(事務局 林)

障がい者支援課の林です。うつ病セミナーは、今年度からまた予防課のほうで様々な企画をしております、名称のほうも若干変えているのですが、その開催のときに著名な講師の先生をお呼びできるかということと、今Zoomで配信の講座もしておりますので、だんだん定着してきてご自宅でZoom参加を希望される方も一定おられます。そういったことで回数と参加者数についても、講師の先生との兼ね合いもありまして増加したものと考えております。名称も変えて今年度以降も積極的に実施を予防課のほうですしておりますので、ご興味がありましたらぜひご参加等いただければと思います。

また、スポーツ大会につきましては、県のほうで委託事業ということで開催の手法等が変更となっておりますので、一定そういったところもあるのかと思います。ご参加の申込書は県のほうで委託先に直接お申し込みをしていただくように変更となっておりますが、もちろんダウンロードのことや何かご相談があるときは、常時ご相談には対応させていただいているつもりでおりますし、対応したいと思っておりますので、引き続き何かご不便な点等ありましたら、スポーツ大会に限らずお困りの点等ありましたら、障がい者支援課のほうに

ご相談いただければと思っております。よろしくお願いいたします。

(高山代表)

種田委員よろしかったでしょうか。

(種田委員)

種田です。スポーツ大会についてのお答えありがとうございます。ただ、なかなか相談にいけない人もいたりするので、もし電話等でも対応ができましたらよろしくお願いいたします。以上です。

(高山代表)

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。八十島委員、よろしくお願いいたします。

(八十島委員)

藤沢障がい福祉法人協議会の八十島です。モニタリングというところで、計画のモニタリングで利用されている人数と今後の推移、目標値にも出てきていると思います。1点、例えば3ページ目の生活介護でも5年度から6年度にかけての実績も上がっていますし、7年度と8年度の見込み量も多くなっていると思うのですが、サービスを提供する側から見て事業所数というのは足りていくのですか。今、善行エリアのB型作業所が今年度いっぱい閉鎖をするってということで、新規で利用の相談を受けたりしていて、事業者数がどうなっていくのか、また、放課後等デイサービスなどでも大和地区では社会福祉法人がやっている放課後デイサービスが指定サービスをするというようなことがあり、なかなか経営的に厳しい事業も出てくると思います。確かにモニタリングで利用者さんがどうなっていくのが出てくるかと思うのですが、提供する側の事業所をどのように市が押さえているのか聞きたいと思います。

もう1点、これは意見で特に回答はしないのですが、自分たちも事業所を経営していく中で、40人定員であれば、日々40人が通ってこられるような職員体制と施設設備等をご用意してお受けしていくのですが、県の指導監査等で40人を超えともう減産であったり、定員数変えなさいというようなことがかなり厳しく言われてきています。100%を超えてはいけないのかということになると、定数としては100%で考えていて、その前後が出たときに超えるときもあると考えてはいるのですが、県のほうからそういう形で指導監査が入ってくるとなると、藤沢市として今後どうお考えになるのか。これは意見なので、どうなのでしょうかとこの投げかけで終わりたいと思います。そのようなところがサービスを提供する側としては、このモニタリングの数字を見てちょっと危惧するところではあります。以上です。

(高山代表)

ありがとうございます。では事務局お答えいただける範囲でお願いいたします。

(事務局 田口)

障がい者支援課の田口と申します。ご質問で、生活介護事業所等のお話、また放課後デイのお話もありました。いずれにしても国が定めております報酬改定が昨年あったのですが、そちらのほうでコントロールされているものになります。実際に許認可をしているのが県ということもございまして、市のほうでどのようにというところがなかなかこちらでできるものではないというところがあります。

また定員のお話ですが、定員数を超えるときがあるということなのですが、そもそもの指定基準の中で、定員の選定の考え方等もあろうかと思いますが、その辺りについて疑問点などがございましたら、県のほうにご相談をしていただくようになるのではないかと考えております。以上です。

(高山代表)

八十島委員、よろしかったでしょうか。

(事務局 田口)

放課後等デイサービスの事業所ということで、そちらが足りているのかどうかというようなご質問だったかと思います。藤沢市では、例えば令和6年度ですが、設置箇所が61箇所だったところが、令和7年については68箇所が増えているといったような状況になっております。現状、藤沢市内においては放課後等デイサービスが減っているといったような状況ではなく、増えていることとなりますので、基本的にはこちらのほうも県で認定をいただいているというところではあるのですが、とりあえずは足りているといったような状況になっているということで、こちらのほうでは実施をしております。

(八十島委員)

ありがとうございました。

(高山代表)

ありがとうございます。確かに報酬のことについては国が決めますし、指定は県の役割ということなので、市として独自に踏み込むことが難しいところだとは思いますが、市内の事業所さんは当然そういうことはおわりのうえで、それでもやはり利用されている藤沢の市民の方たちの状況、あるいは直接支援をされている日常のところから、市の皆さんにそういうことを共有していただきたいと思っています。そういうことの前提での今のご意見だったのかと思いますので、当然手続き等のことについては、県に確認するということではあるとは思いますが、県にご相談くださいだけではなく、ぜひそういうことを市の中で、事業所間で、あるいは市のご担当のところでも共有していただいくのがよ

いのではないかなというように、今のやり取りをお聞きして感じていたところです。ぜひよろしく願いいたします。他にご意見いかがでしょうか。

(野村委員)

市民代表の野村といいます。こういった数字が入った報告書といいますか実績資料ですと、書かれ方によってまったく違った捉え方になってしまうことがあります。今から言うのは明らかな間違いなのですが、1つ間違いがあると資料全体に対しての不信感というものを持ってしまう。まず前提としまして、私はこちらの市にも登録しています要約筆記というものをやっております。ご存知ない方もいらっしゃるかもしれませんが、最近デフリンピックで手話が脚光を浴びておりますが、要約筆記というのは紙に書いたり、パソコンで打ったりして文字で通訳をする、文字で伝えるというものです。5ページの真ん中に「意思疎通支援事業」があり、手話通訳者何人、要約筆記者数何人、派遣件数、実利用者数、延べ利用件数とございます。ここで何人、何件というものが書かれているのですが、派遣件数というのはこの書き方ですと要約筆記者の派遣件数というように見えますよね。この書き方ですとそう取れますよね。これはトータルですね。手話通訳と要約筆記のトータルの派遣件数です。この辺の数を私は知っています。実際にはほとんどが手話通訳です。要約筆記の派遣というのは、大体去年は10数件くらいで桁が違います。要約筆記というのは、ほとんど認知がないですし、利用者も少ないです。この書き方ですと、要約筆記の派遣者数が約800件とも取れますよね。先ほど飯沼さんが要約筆記者の派遣数が増えた理由などをそのまま読み上げられました。これはひがみではありますが、要約筆記というものが少なくともこちらの市役所、支援課の中でも認知されてないと。これは誤解を招く書き方になっています。間違われると困ります。パラスポーツフェスタについて後で紹介があると思いますが、真ん中辺りに「手話通訳あり、必要な方受け付けます」と書いてあります。ここで言うのもなんですが、これは必ず要約筆記はついているはずですが、ただそのことが書かれていません。要約筆記をやっている者としてはひがみになるのですが、間違えないように、誤解を受けないようにしていただきたいと思います。そうするとこの資料全体に対して、この数字は本当なのかと思ってしまうというところが1つです。今後、間違えないようお願いいたします。

もう1つ、3ページの上の「訪問系サービス」の辺りで、他のところもそうなのですが、見込み量というのは、言い換えると目標値という捉え方ですね。見込み量というのは、実績値を基に見込み量が決まるのですね。例えば、行動援護ですと令和5年度の実績値が時間でいうと850時間とあり、それで900や800という数字が見込み量として出てくると思われるのですが、外出サービスというのは私もいろいろあって知っているのですが、実際には依頼される数に対して受け切れないということがあります。ヘルパーが少ないですから、自分が所属している事業所でも受け切れません。ですから実績値から見込み量、言い換えると目標値を算出すると、いつまでたっても変わらないということになってしまわないのでしょうか。実際にヘルパーを増やして依頼された数をこなしていくのは難しいことなのでしょうけれど、実績値だけを見てこのぐらいの数が適当だろう、これくらいの数を見込もうということになると、そこには隠れている依頼数というものがああります。そこを何らかの形で把握できていかないと進んでいかないのではないかと思います。以上です。

(事務局 飯沼)

事務局飯沼です。はじめに野村委員長から言われました要約筆記等の件数の捉え方について、誤りがあったところもあるかもしれません。こちらの記載の方法については、手話通訳、要約筆記がどうなっているのかわかりづらい記載の方法でしたので、次年度以降こちらは修正した形でご提示していきたいと思っております。

また、実績と見込み量というお話がありました。見込み量につきましては、こちらの現計画が策定され、作成したのが令和5年度になりますので、令和4年度までの実績から見込み量を算出しております。このため、5年度から6年度にかけて、大きく数字が伸びたところにつきましては見込み量から外れているところがあります。あくまで推測値というところでは見込み量を出していないところがあります。以上です。

(事務局 吉田)

ご意見ありがとうございます。確かに数字が羅列されると、委員のおっしゃる通りですので、よりわかりやすいような工夫が必要かと思っております。基本的な数字の見方としては、見込み量というのは、目標というよりは推計値です。ですから、今年はこれだけ利用がありました、その前はこれだけ利用がありました、伸び率はこれだけですから来年度もこの伸び率でいくとこの数字になると推計値を出しているのがこの計画となります。委員がおっしゃる通り、相談の現場で手話や要約筆記が必要な方が最近増えてきているので、そのときにどう対応するかといったところは別の相談事業所のヒアリングや、他の意見の中で計画に反映させるべくお伝えをしているところでございます。先ほどありました、足りているか、足りてないかというのも、例えば100人サービスが必要な人がいて、100人分のサービスしかなければ、これは足りているわけではありません。選べないわけですから。何をもって足りているか、足りていないかという基準値が難しいということがあります。障がい者支援課のほうも、先ほどの日々の相談事業や事業所からの報告の数字が上がってきていますので、どれぐらいの状況で、市の障がい福祉施策が動いているというのは当然把握なさってくださいと思っていますし、あくまでもこの計画に載っている数値は推計値だと思っていただければと思い、少し補足をさせていただきました。以上です。

(事務局 田口)

障がい者支援課田口です。先ほどの見込み量のところの補足をさせていただきます。吉田さんからもご説明があったのですが、推計をする際の根拠というのが、もちろん過去の実績値でもあるのですが、私どもは支給決定というのをしておりますので、どれぐらいのご要望があって、実際にどの程度の支給決定があるかということも加味はしております。すべての方が利用されているというわけではないところもありますので、そこは実績というものを照らし合わせながら、例えば、伸び率は一定程度推計値を出すときに決めていくのですが、支給決定の状況なども踏まえて推計値を出させていただいております。

(高山代表)

ありがとうございました。オンラインの倉垣内委員、お願いいたします。

(倉垣内委員)

視覚障がい者の倉垣内と申します。今、一連のご意見を拝聴しておりまして思ったことなのですが、数値化しているのは以前からあって、それから増加している、減少しているなど、そういう実績は読めて、資料を拝見してわかりにくいところも多々あったのですが、障がい者支援課さんのご説明を聞いて背景が反映された数値化や見込み量など、例えばただ増えただけではなく、需要がどれだけあって、それに対してどこまで達成できているのか、後どれくらいかというような具体的な数値がわかりやすくなるとよいと思いました。

1つ、先ほど種田委員からもあったのですが、障がい者支援課さんの対応に対して、優しいくないというご意見があり、私はそれを聞いてやはりそうなのかと思いました。先日、視覚障がいになったばかりの方で、「白杖はどこで買ったらいいですか」と障がい者支援課さんに出向いて相談されたそうです。そうしたら「ホームページ見てください」で終わってしまったそうです。ありえないです。なんて悲しいことをおっしゃるのだろうと私はすごく残念に思いました。その方はホームページ開けられないかもしれないし、わざわざ出向いて相談にいらしているのに、例えば川崎の文化センターにいったら買えますよとか、例えば日本点字図書館のページを開けてここに電話してくださいとか、いろいろ手段はあると思うのに、その一言で終わらせるのはどういうことかと私は立腹しました。今年度ずいぶん体質が変わったと実感しています。全体を含めて、もう少し私たちの立場に立って、ちゃんと業務を遂行していただきたいと、ぜひぜひお願いしたいと思います。以上です。

(事務局 林)

障がい者支援課林です。倉垣内委員のお話のほうありがとうございました。大変申し訳ありません。窓口、電話等、日々職員が自分たちの知識等を使って接遇対応させていただいてるつもりでございましたが、今回のようなお話の件がありますと、課全体、職員全体がそういった形で皆様から見られてしまいます。申し訳ない対応してしまったご意見があったこと承りましたので、課に持ち帰りまして職員で改めて皆様のお困りごとやご相談に真摯に対応できる課になりますよう、改めて課内で情報共有しながら日々の業務にあたってまいります。大変申し訳ございませんでした。また情報をお寄せいただきましてありがとうございました。

(倉垣内委員)

ぜひよろしくお願ひいたします。

(高山代表)

ありがとうございます。会場の八十島委員、お願ひいたします。

(八十島委員)

この表のつくり方について、先ほど見込み量のことと推計だというお話があり、その辺の

ところはよく理解できました。資料のつくり方で、1 ページ目、2 ページ目には目標値と書いてあります。3 ページ目以降に関しては、7 年度、8 年度は見込み量ということで、事業の性格上こういう表現の仕方しているのかとは思いますが、この辺も何となくわかりづらかったです。

また聞き漏らしていたら教えてほしいのですが、1 ページ目の3 の「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」のところ、6 年度までの実績が130 件だったのが、いきなり8 年度の目標値が3,799 というように跳ね上がっています。これはなぜなのかと思います。

(事務局 田口)

事務局障がい者支援課田口です。ご質問ありがとうございます。3 番の令和8 年度の目標値ですが、ここは安全安心プランの作成に関する目標値についての記載でございます、実際に令和6 年までは実績値になるのですが、令和6 年度からこの件数をもう少し伸ばしていきたいということで、今まではいろいろな方にご自由に安全安心プランを書いていただいてそれをお寄せいただいていたのですが、実際にその作成の支援のために相談支援員さんたちに安全安心プランをつくっていただいたときに、作成費用のお手伝いと言いますか、こちらのほうで予算をつけて件数を伸ばすという策を令和6 年度から開始しました。6、7、8 の3 年間の間にこれだけの件数を目標値に掲げまして、実際に130 件だった安全安心プランを増やしていきたいという意向があります。そのために令和6 年度からの実施計画を作成する際に、目標値の桁がかなり増えているのですが、ここは頑張りたいということで目標値を伸ばして記載をしたという背景がございます。

(八十島委員)

ありがとうございます。

(高山代表)

ありがとうございました。種田委員、お願いいたします。

(種田委員)

藤沢市肢体障がい者協会の種田です。八十島さんが質問された件は、以前のプラン検討委員会で昨年お聞きしたことがありまして、そのときの臼井課長さんがそのようにお答えになっていました。それを記憶していたので、私は今回質問していません。

もう1 点、野村委員のおっしゃった要約筆記のことなのですが、今回の藤沢パラスポーツフェスタは以前、要約筆記の方が対応しているのに、それをチラシに書いてなかったということがありました。それを以前この会議中ではなく個別に指摘したのですが、今回は要約筆記がないです。というのは、開会式を行いません。開会式で市長さんとかいろいろな人がきて挨拶、挨拶、挨拶ということになって、その後に演技してくださる方やいろいろな方が挨拶づくめで大変になるので、挨拶はやめましょうということになりました。最初に演奏から始まって、たくさん体験してもらいましょうということになったので挨拶はありません。ですから要約筆記がないということです。手話通訳はあります。このブース体験の中に番最後

にデフリンピック競技体験があり、聴覚の方がきてくださいますし、他にもきてくださると思うので、手話通訳はあります。デフリンピックのところで飯塚さんがきてくださいます。以上です。

(野村委員)

それは大変申し訳ありませんでした。まったくの思い込みで申し訳ありませんでした。

先ほど田口さんの説明にあった見込み量のところで、支給決定の時間数等も加味されているというところに話を戻してしまって申し訳ないのですが、支給決定のときに、例えば基本的に福祉サービスというのは事前申請が大体ですから、例えば500時間申請があったとします。ところが実績が400時間しかなかったというような、その支給決定の申請があって支給決定がこれだけあって、実績はこのぐらいであったという検証はされているのですか。どこかでやっているのでしょうか。

(事務局 田口)

事務局田口です。実際に私ども、事業をする際に予算化というのをしております。ですので、目標値とか見込み値、推計値といういろいろな言い方があります。先ほどそこについてお返事をしてないのですが、まず最初に数字の考え方のところのお話なのですが、実際に特に表に出してという形ではお示しておりませんが、予算化をする際に伸び率をどの程度に設定するか、例えば支給決定をしていても利用される方がいるかどうか、また先ほど生活介護等のところでご懸念もあったと思うのですが、使いたいけれどその方に合った事業所が選択できるか、数だけ、定員の問題だけではなく、いろいろな障がいの特性に応じた対応ができるサービスが整っているかというのはまた別のお話になりますので、そういったことをいろいろ加味する中で最終的には一番実績値というのが現実化した数字ですので、概ねそちらを基にこういった推計はしていきます。それを勘案する際の材料の1つに、そういったことは一応見えていますということで、補足の説明をさせていただきました。

また、もう1つ、目標値と推計値がいろいろあってわかりにくいというご意見がありました。こちらのお答えといたしましては、目標値というのは私どもが意図的に事業化をして、回数や人数等の設定ができる場合には、私たちの目標という形で設定できるのですが、いわゆる実績、ヘルパーの利用量やショートステイ等の利用回数の辺りというのは、確定している数字としては今申し上げていた支給決定数、これがマックスになるのですが、そのうちどのぐらい使われるのかというところは、吉田さんが説明してくださったような、あくまでも推計に過ぎないものですから、そこをわけて記載をさせていただいているところでございます。わかりにくいかもしれませんが、そういった使いわけをして掲載させていただいております。以上です。

(高山代表)

ありがとうございました。他に委員の皆さんからご質問等ございますか。先ほどのオブザーバーの村松さんからあの挙手の合図がありました。ご質問等ございましたでしょうか。

(村松委員)

見込み量と実績のところの3ページのところ、「重度障がい者等包括支援」があります。これはいわゆる障がい者支援区分の6よりも更に重度の方を対象としているわけですが、ここの1人という形での見込み量に対して時間数が8というのは、内部的な問題だから、外部に公表すると例えば重度障がい者等包括支援利用者というのが国庫負担基準でいうと96,000円単位ぐらいあるので、実際にはもう少し大量な時間数を消費するののかとは想像するのですが、この問題はこの8という形で内部的な資料ということで収めているというよう理解でよろしいでしょうか。以上です。

(事務局 飯沼)

事務局飯沼です。村松委員おっしゃる見込み量につきましては、現計画策定時に見込み量として上がったところとなります。こちらの数値とした経緯について、すぐに回答できないので、一度持ち帰って確認をさせていただければと思います。

(高山代表)

ありがとうございます。では確認をお願いいたします。他の委員の皆様からご質問ご意見等いかがでしょうか。特にないようでしたら、報告2については以上にしたいと思います。一度ここで10分の休憩に入りたいと思います。

(10分休憩)

(高山代表)

それでは再開したいと思います。よろしくをお願いいたします。

続きまして、報告事項の3、プラン策定に向けた聞き取り調査実施結果について、事務局からご報告をお願いいたします。

(事務局 飯沼)

事務局飯沼です。資料3をご覧ください。こちらは8月から9月にかけて実施しましたプラン策定のための聞き取り調査の実施結果の概要の速報となります。こちら聞き取り調査を委託しました株式会社名豊様からいただいた聞き取り調査を抜粋したものととなります。概要としまして、当事者、ボランティア団体14団体、サービス事業所が15、連絡会5つに対して今回、聞き取り調査を実施しました。今回はあくまでこのような形で実施したというところと、総括というところで団体、事業所ごとにこういった意見があったというところの中身を記載しております。今回の実施概要、団体、事業者の意見を総括もののみを記載したものを提示しておりますが、次回以降の検討委員会に向け、前回2022年に実施した調査の比較や、基本目標との対比などを示した報告を行っていきたいと思います。今回のところはあくまで速報というところでの報告となります。こちらの報告について、調査を行った

名豊様から補足があればお願いしたいと思います。

(株式会社名豊 大川)

株式会社名豊の大川でございます。私のほうから簡単になりますが、ヒアリングをさせていただいたときの状況等、文面で表せない部分についてご報告させていただければと思います。今回、計画のプラン策定に見据えという形で、団体さん、事業所さんという形で事前にアンケートに回答いただいたうえで聞き取り調査を行っております。各事業所、団体さん1時間ほど、市役所さんや福祉センターのほうにきていただきまして、この回答をいただいた思いについて伺えますかという形で回答をしていただいたという形になっています。ほぼ9割5分の事業所さん、団体さんについては、対面で実施しておりまして、一部リモートがよいというようにご希望される事業所、団体さんについては、ウェブでの実施をさせていただいた形になっております。個別の団体、事業所についての結果については、取りまとめは終わっておりまして、そこから先ほど飯沼さんからもあった通り、前回との比較などの分析というところを進めている状況でございます。説明は以上でございます。

(高山代表)

ありがとうございました。今回はあくまでも速報ということなので、次回、詳細についてご報告いただくことになるかと思っております。今の段階で委員の皆さんからご質問ご意見等ございますか。野村委員お願いいたします。

(野村委員)

野村です。今回は速報ということで、このことについては何もありません。前回の分厚い結果報告書、それと概要版という立派なものがあるのですが、令和5年3月ということで、ですから令和8年3月といったものが出来上がってくると思います。このような立派な報告書があるのですが、どのぐらいつくられて、どのようなところに配布されて、どのように利用されるのかというのはこれからだと思うのですが、どのようになりますか。

(事務局 飯沼)

事務局飯沼です。こちらについては、プラン検討委員会の方々に配布する資料という形になりまして、あくまでも策定のための資料になります。市内のどこかに置くといったことは予定していないものです。あくまでもプラン策定のための資料ということでございます。

(野村委員)

わかりました。ありがとうございます。

(高山代表)

ありがとうございました。会場からはご意見ございますか。オンラインの委員の皆さんは

いかがですか。オブザーバーの村松委員から挙手の合図がありますので、お願いいたします。

(村松委員)

細かいことで申し訳ないのですが、団体名について一番下の「ALS／神経難病患者の会」の冒頭に「藤沢市」と入ります。これが正式名ですので訂正をよろしくお願いします。以上です。

(事務局 飯沼)

村松委員ありがとうございます。名称につきまして、修正をさせていただきます。失礼いたしました。ありがとうございます。

(高山代表)

ありがとうございます。他はいかがでしょう。よろしいですか。それでは、報告3については以上とさせていただきます。

この後、協議事項となります。プラン策定に向けたアンケート調査についてということで、事務局のほうからご説明いただいて、皆さんからご質問やご意見を伺ってまいりたいと思います。お願いいたします。

(事務局 飯沼)

事務局飯沼です。資料4-1、4-2、4-3をご覧ください。

こちらのアンケート調査につきましては、前回のプラン検討委員会で、第1回にはじめの調査案を提示しまして、そのときに挙げた意見や、その後改めてご意見や修正などいただいたものを取りまとめて修正を行いました。資料4-1については、皆様の意見を集約し、その意見に対して修正また、回答したものの一覧となります。資料4-2が18歳未満の障がい児用、4-3が18歳以上の障がい者用のアンケートとなっております。資料4-1の意見回答表については、今回皆様からいただいたところの意見の多くが、主に文言の修正であったため、基本的には回答というところでご指摘の通り文言を修正しております。質問として挙げたことについて、口頭で説明していきたいと思います。

はじめに4-1の障がい者用アンケートの番号3、「アンケート調査ご記入にあたってのお願い受けるにあたってのお願い」というところについて質問がありました。無作為抽出者数を1,500とした根拠と抽出方法を教えてくださいとあります。こちらについては、前回アンケートは抽出者数が1,250であったのですが、母数が少ない障がい者の方の回答を有効回答になるよう抽出者数を増やしております。また抽出方法については、完全に無作為に抽出はせず、障がい種別ごとに有効回答となるよう調整をしております。続いて、裏面の番号19となります。「問の追加」というところで、「選挙の投票で困ったことを教えてください」など、投票時の課題の問を追加するという意見がございました。こちらにつきましては、アンケートのページ数やレイアウトの関係などから問の追加は行わず、問20にあるような、障がい者のコミュニケーション支援やバリアフリー整備などの既存の設問から、そ

ういった課題を抽出したうえで今後の選挙投票などの対応についての検討内容としていきたいと思ひます。以上が質問としての回答となります。

また資料4-1、4-2の各アンケート調査書のうち、黄色い線が入っているところが今回の意見を踏まえた修正点となります。アンケート内容について、何か意見、質問等あればお願いしたいと思ひます。また今日の意見などを修正したうえでアンケートを確定していきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。事務局からは以上となります。

(高山代表)

ご説明ありがとうございました。事前にアンケートの中身をご確認いただいているかと思ひますが、前回のときまでに出ていた意見、ご質問等への回答箇所と、アンケート全体についてのご意見をお聞きしたいということですので、皆さんから伺ってきたいと思ひます。いかがでしょうか。では最初に会場のほうからお聞きしていきます。鈴木委員お願ひいたします。

(鈴木委員)

肢体不自由児者父母の会の鈴木です。先ほどの団体名のところで、「藤沢市」というのが私どもの団体にも最初に入りますので、合わせてよろしくお願ひいたします。

質問です。今回、手帳を持つ人のうち、1,500名を無作為抽出というお話でしたが、これは手帳を持つ人の全体の何%ぐらいに当たるのでしょうか。

(事務局 井原)

障がい者支援課井原と申します。手元の資料で直ちにご回答できるところでは、令和5年度の情報になりますが、前回のふじさわ障がい者プラン2016中間見直しに掲載されている数字にはなりません。まず精神手帳、療育手帳、身体手帳、全体の合計が令和5年度で19,154となります。こちらが前回、計画を策定した3年前、令和2年度と比較すると、全体で986人の増加となっております。簡単ですが以上です。

(鈴木委員)

前回の回収率はどれくらいでしたか。

(事務局 飯沼)

事務局飯沼です。回収率は約50%、半分の方が回答してくれた状況となります。今回は以前からあった返信用封筒で回答することに加えまして、インターネット回答も可能としておりますので、紙で記載するのが難しい方にもそのような形で対応していきたいと思っております。以上です。

(高山代表)

ありがとうございました。会場の野村委員お願いいたします。

(野村委員)

野村です。今、鈴木委員からも質問があった回収率について、同じようなアンケートがあったので確認してみました。藤沢市高齢者保健福祉計画のアンケートが4,000人対象で、回収率70.4%です。藤沢市介護保険事業計画のアンケートは3,000人対象で、回収率67.5%です。こちらも前回のものです。藤沢市障がい者プラン1,250人対象で、回収率は45.3%です。もちろん内容が違うので単純比較はできないかもしれませんが、高齢者保健福祉や介護保険事業は70%ぐらい回収率があるのに対して、こちらの障がい者プランは50%いかない45.3%です。前回の数字です。なぜ違うのか、またこの回収率は単純に比べると低いです。比べた場合ですが、低かったことに対する対応があるのでしょうか。

(事務局 林)

障がい者支援課林です。野村委員がおっしゃったように、庁内で様々な計画のアンケートを実施しているのですが、高齢者や介護のアンケートは突出して回答率が高くなっております。生き生き長寿プランと呼んでいるのですが、お元気な介護認定を受けていない高齢者の方にアンケートをお願いしております。皆さん活発にいろいろ活動されている方たちが対象になっているからか、正確な理由は私ども市としても確定することはできませんが、毎回7割ぐらいの回答をいただく庁内でも珍しいアンケート調査になっております。一方、企画部門や市政に対するアンケートを全世代等を実施した場合には、藤沢市では大体3割を超えるのですが、自治体によって、アンケートによっては30%を切るようなものも往々ございます。障がい者の方のプランについては、4割から5割程度で、他の自治体と比べたときに著しく低いかというところはないのですが、皆様お忙しい中、あるいは当事者の方から回答いただくので、回答率は少しでも高くご協力をいただきたいと思います。先ほど飯沼が申しましたように、今回、紙ベースでご記載いただく方には返信用封筒でご回答いただくのですが、書くのは難しいけれど入力するのであればという方も一定いらっしゃると思われまして、今回からはQRを使いましてネット上の回答も併用して初めて実施をさせていただいています。それを基にペーパーでも回答と、ネット上の回答の回答率について、今後の計画策定のアンケートの実施に向けて私どもも注視してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(野村委員)

ありがとうございました。もう1つ、別のことなのですが、「アンケート調査ご記入にあたってのお願い」というところを見ますと、障がい者アンケートのほうは、「回答者は原則封筒の宛名のご本人であること」、「ご本人が自ら回答することが難しい場合には、ご本人に代わって代筆者に記入を依頼することができること」、「ご本人の意思表示が難しい場合には、ご本人独自のコミュニケーションを読み取っていただき記入することができること」と

あります。原則ご本人で、それが難しい場合には、それなりの方法というようにあります。障がい児のほうの同じところを見ますと、「ご回答は保護者の方にお問い合わせいたします」と限定しています。これは何か理由があるのですか。18歳未満の方は、回答できないというふうに読み取れてしまいます。18歳未満の場合には、保護者の方しか回答できない、保護者の方にお問い合わせするというように限定になっています。何か意図があつてそうなっているのでしょうか。

(事務局 福岡)

こども家庭センター福岡です。野村委員からご指摘いただきました通り、保護者の方にといいところをお願いを今までもしていたというところなのですが、年齢によってご本人様を書いていただけるということも踏まえまして、原則という形で調整をさせていただけたらということで検討させていただきたいと思います。

(野村委員)

ありがとうございます。このアンケートのつくり方が、言うなれば、保護者向けになっているように思われます。例えば、成人向け用の一般は、ふりがながついています。でも障がい児用のほうはふりがながついていません。いろいろな方がいらっしゃるのので、例えば、わかりやすい言葉に書き換える、字を大きくする、ふりがなをつけるなど、いろいろな工夫次第で当事者ご本人にもアンケートをお答えいただくことができます。ご本人に回答していただくようなことも、工夫次第ではできるのではないかと思います。このアンケートは18歳未満ですから、17歳9ヶ月までは本人が何もできなくて、18歳1ヶ月になったら当事者が書くとか、そのようにも取られてしまいます。じゃあ、この形では回答できない人にはどうしたらいいだろうか、どのようなアンケートにしたら回答してもらえるのだろうかということがあつてもよいのではないかと思います。必ずしもご本人の意図するところと、保護者、ご家族の意図するところは一致しないというところがあります。できればご本人の意思を確認しながらなど、そのようなことを加えていただけるとよいのではないかと思います。以上です。

(高山代表)

ありがとうございます。会場の委員の皆さんいかがでしょうか。鈴木委員お問い合わせいたします。

(鈴木委員)

肢体不自由児者父母の会の鈴木です。野村委員がおっしゃったことと同じなのですが、児のほうでふりがながない中で、5ページの間8の最後の④のところだけはふりがながあります。統一したほうがよいです。ふりがなを振るのであれば、全部につけたほうがよいと思います。

(事務局 飯沼)

事務局です。こちらを修正した際に、障がい者用アンケートと重複したところがあったので、記載したためこちらにふりがながついていていたところかと思います。改めてふりがなについては確認したうえで修正していきたいと思います。ありがとうございます。

(高山代表)

ありがとうございます。オンラインの小野田委員お願いします。

(小野田委員)

小野田です。アンケートの文言のことで、皆さんの意見をいただければと思っているところがあります。児童の5ページ目の問9、大人のほうは6ページ目の問12に「あなたの障がいや疾病の診断・検査・治療で定期的に受診しているかかりつけ医について教えてください」という項目で、その中の3番と4番が「専門科医院」という言葉があるのですが、かかりつけ医だから内科なのかなとそこは想像しながら○をつけられそうなのですが、大人のほうでの問13の7番に「希望する専門の医療機関が見つからない、次のページの歯医者さんのところでは、問15の①には「専門的な歯科医院が近くにない」と書かれています。この問12に戻ると、この専門科医院という言葉がいわゆる内科といったことではなく、いわゆる難病のこれを診てくれる専門の先生や、自閉症を専門に診てくれる先生といった感じに見受けられそうな気がします。例えば、市内の診療所やクリニックというような感じに言葉を平易な感じにしたほうが、皆さんが選びやすくなるのではないかと思います。この辺りは都築委員や村松さんにお話いただければと思います。いかがでしょうか。

(都築委員)

成人のアンケートをチェックしながら行ったのですが、問12のところは、私も4番に○をしました。これは専門医ということで、精神科の医者というつもりで○をしました。その後の回答もそのつもりでずっと答えています。このように捉えました。

(村松委員)

やはり選択肢が広いほうが私はよいだろうと思います。難病の問題から言うと、在宅での専門医が地域になかったりすることで、たくさんそういった心配や相談は受けます。いろいろなケースが障がい者の場合はあると思いますので、それに応じた形でアンケートに答えやすいような形のほうがよいと思います。以上です。

(高山代表)

ありがとうございます。小野田委員いかがでしょうか

(小野田委員)

そうすると、やはり専門科医院は普通に内科というのはわかる人はわかりますが、わからない人もいます。本当に専門なのかと思ってしまうと、やはり診療所やクリニックという形で平易な言葉があったほうがよいです。いかがでしょうか。

(高山代表)

事務局、何かご検討いただく形でよろしいですか。

(事務局 飯沼)

小野田委員からご指摘のあった記載について、診療所、クリニック、それ以外にも何か医療機関等あると思いますので、こちら記載の方法は改めて検討させていただければと思います。

(小野田委員)

ありがとうございます。専門科医院のままでもよいかもしれませんが、※印で「診療所・クリニック」という感じで表記できればよいと思います。身近なかかりつけ医というところがわかればよいと思います。ご検討いただければと思います。

もう1つ、児童のアンケートの13ページの間35です。ここの5番に「委託相談支援事業所」が入っているのですが、その中に「フラット」「オアシス」「カワウソ」「つむぎ」という、いわゆる地域相談の事業所があるのですが、ここは18歳以上を対象にしています。このままこれを入れておいたほうがよいのでしょうか。実際には高校3年生でも途中で18歳になれる方たちは相談対象になるのですが、載せておくべきなのかわかりません。事務局としてはどう整理するのか教えてください。大人のほうは「ぐータッチ」は抜けていましたのでちゃんと意識しているのだろうとは思いますが。

(事務局 飯沼)

ありがとうございます。おっしゃる通りの部分もあるのですが、例えば発達の相談などは対象が15歳以上であったりもします。これはこども家庭センターと障がい者支援課も交えて持ち帰らせていただいて、表記をするのか否かについても検討させていただきたいと思います。ご意見ありがとうございます。

(小野田委員)

載っていることで相談しやすくなるという気もしつつ、でも電話かかってきても、うちは最初じゃないんですよねと言ってこども家庭センターさんにつなげる話になりかねないと思ったので、ご確認いただければと思います。以上です。

(高山代表)

ありがとうございました。都築委員お願いします。

(都築委員)

自閉症児・者親の会の都築です。歯科医院のところ、児童では5ページの間11、成人では6ページの間14です。これは「受診をしているかお答えください」なので、「受診したことがない」という回答があってもよいと思いました。その間があると「行けるところがないから行かない」という回答も出てくるのかなと思いました。今回、歯科に関するアンケートが入ったのは、私が知っている限り初めてだと思います。これはどのような経緯で入ったのか教えてください。

また、意見として藤沢市に障がい者歯科があることを、日々ありがたく感じております。とても大事なところだと思っています。

(事務局 林)

障がい者支援課林です。設問等の追加をしたほうがよいというご意見はごもっともなので、修正をさせていただきたいと思います。今回、毎年や毎月行うのではないこの貴重なアンケートの機会に、歯科について追加をした経緯については、様々な庁内各課にアンケート実施の時点で追加ができないか、設問数、ページ数によってもどうしても予算が違ってきってしまうのですが、健康づくり課のほうで口腔衛生を担っている歯科医師や、歯科衛生士が市の職員としております。今まで、在宅歯科や障がい児・者の歯科について、藤沢市で対応が十分に十二分にできているかという、どこまでいっても充足することはないのですが、今までより更に力を入れてやっていきたいということで、健康づくり課のほうから設問の追加のリクエストがありました。担当の思いとしては、様々な設問を考えていたのですが、歯科だけに特化してページを割くことが物理的に難しかったので、今回、当初の予定よりもミニマムな形にはなったのですが、このアンケートを基に歯科口腔衛生のほうでも、障がい児・者の歯科について、藤沢市として健康プランのほうもありますので、連動してやっていきたいということで初めて障がい者のほうのプランでも設問の新設をさせていただいたような経緯になります。障がい児・者の歯科は確かに対応が難しいところがありますので、市としても委託で口腔保健センター北棟で対応しておりますが、そこについては貴重な資源だと思っています。次年度以降も引き続き、実施していけるように障がい者支援課としても考えております。ご意見、ご質問ありがとうございます。

(高山代表)

ありがとうございます。鈴木委員お願いいたします。

(鈴木委員)

肢体不自由児者父母の会の鈴木です。問12です。先ほど、専門科医院ところの話にもな

りますが、訪問診療や訪問看護の場合は3番になるのですか。

(事務局 林)

障がい者支援課林です。訪問診療は医療の先生の指示の基に付随してセットという形で動きます。医療機関数についても、圧倒的に差異があるので、訪問診療でも訪問する時間等に規定があります。お住まいの地区、その方の障がい特性、あるいは介護の内容によっても対応できる、できないが出てきます。今の時点では細かくなりすぎてしまうので、訪問診療については外来のところまではわけて質問はしていません。訪問診療の先生方も診療所は設けて開設をしているので、市内の訪問診療の先生なのか、市外の訪問診療の先生なのかによって3番と4番でご回答いただく内容が変わってくると思っております。訪問診療でも大和のほうからお願いしてきてもらっている方や、横浜の訪問診療のクリニックのドクターが対応している患者さんもいらしたりもするので、今回は訪問診療か否かというところまではこの設定だと想定はしておらず、先生の医療機関の開設場所というか、クリニックの場所によって、総合病院、大学病院、専門科、それと先ほどご指摘があった専門科、診療所、クリニック等に表記するかは検討させていただきたいと思うのですが、今時点ではそういった形で想定をさせていただいております。

(高山代表)

ありがとうございます。会場の八十島委員お願いいたします。

(八十島委員)

成人のアンケートの20ページ、問47の「就労について」というところでは、前に意見を出させていただいて、生活介護や福祉サービスを利用しているところはどうなのだろうということで、質問項目を増やしていただいていると思います。2番の「就労継続支援施設」はこれも福祉サービスの一環なので、就労のことだけを聞くということであれば、問48の、「問47で「1」または「2」というよりは、1だけでよいのではないかと思います。ここを入れている意図は何でしょうか。例えばここの中の3の「職場の上司や同僚の障がいに対する理解が不足している」というのは、福祉施設で不足していたら困ってしまいますし、施設設備などもそのように考えていると思うので、この質問はどうかと思います。一般就労だけに絞ってしまったほうがよいのではないかと思います。

(事務局 林)

八十島委員ご意見ありがとうございます。障がい者支援課林です。今まで様々なご意見いただく中で、変更をして今提示しておりこの形になっています。当初、発送した資料で最初の着眼点をもう一度確認しながら精査をさせていただきたいと思います。確かに今問47と問48の設定ですと、1だけに限定したほうがよりわかりやすいかと思います。初稿段階の資料を確認しながら検討させていただきたいと思います。ご指摘ありがとうございます。

(事務局 吉田)

多分これは働くということの概念の話になるかと思っています。福祉事業所へ働きにしているという思いでいかれている方もいます。もちろんそれは仕事だと思っているので、ここで言う「働いていますか」というところに福祉サービスを入れるか否かという設問というよりは、働いている場所にどんな障壁があるのか、または働きやすい環境があるのかを問うている設問になっているので、言われたようにここで何を意図して設問をしたいのかを整理してほしいと思います。逆に言うと、ここにはA型も入っていません。八十島委員としては、ここはあくまでも福祉サービス以外にしたほうがよいというご意見でよろしいですか。

(八十島委員)

就労移行や生活介護や就労継続というところは給付を受けているかと思っています。福祉サービスの給付を受けているところと、一般就労、障がい者雇用でもよいのですが、そこは雇用関係を結んでいるか、でもA型も結んでいるといえばそうです。その辺のところと、働くということと言うと、生活介護でも利用者の方には作業提供をしていたら働いているということになります。そうすると、この前ここはわけたほうがよいのではないかというところに戻ってしまうのですが、その辺を整理していただけたらと思います。

(高山代表)

ありがとうございました。その他、会場ではいかがでしょうか。種田委員お願いいたします。

(種田委員)

藤沢市肢体障がい者協会の種田です。本当に小さいことなのですが、障がい者用のアンケートを自分で実際に答えながら進めていったのですが、途中で先に進めなかったところがあります。12ページの間31、「障がいのある人の権利を守る制度利用を考えたことがあるか」という設問です。答えが少ないのでどれも当てはまらないと思ってしまいました。他の設問は「わからない」とか「その他」とかいうのがありますが、これに関しては「利用したいか」「利用しているか」「利用したいと思わないか」「内容を知らない」だけで、「わからない」「その他」は入らないのでしょうか。

(事務局 飯沼)

事務局飯沼です。「わからない」という回答がなかったのは、「制度の内容を知らない」のところに入る予定だったのかもしれませんが、「わからない」や「その他」の追加をできればと思います。ありがとうございます。

(高山代表)

ありがとうございます。会場のほうはよろしいでしょうか。野村委員お願いいたします。

(野村委員)

野村です。全体的に、例えば障がい者のほうの3ページの間6「身体障がい者手帳」と「療育手帳」と「精神障がい者保健福祉手帳」については、欄外に解説があります。こういった解説をつけている場合と、つけていない場合とがあり、その違いがよくわかりません。例えばここで手帳については説明がついています。でも問7の「障がい福祉サービス受給者証」は説明がついていません。全部入れると膨大な量になってしまうので、全部について細かいことを入れられないというのはわかりますが、ついているものとついていないもの、その辺はどのように決められたのかというのが1つです。

また、障がいの「害」の字は一般的には藤沢市ではひらがなを使うということになっていると聞いております。一般的に団体名や法律名は漢字の「害」を使います。その辺が統一されていますか。たまたま見えて思ったのですが、身体障がい者手帳というのは市ではひらがなかもしれませんが、一般的に発行されているものは漢字ですよ。その辺の漢字、ひらがなの使いわけについて、藤沢市がひらがなを使うというのはわかりますが、団体名等指定されているものというものは、そうなっているのではないかと思います。

(事務局 飯沼)

事務局飯沼です。1つ目の※の補足がついているところについては、アンケートが前回のアンケートを踏襲しているところから、前回までのアンケートの中で補足がついていたほうがよいのではないかとこのところ、例えば手順のところはつけているという経過があるのかと思います。補足をつけるかどうかということについては、確認していなかったところがありますので確認させていただきます。

また障がいの字について、一般的にはひらがなで「がい」という字になっているかと思えます。こちらの「障がい」の記載については、制度の記載をするときには漢字の「害」とするのか、市として質問するときにはひらがなの「がい」とするのか、改めて確認をしたうえで記載したいと思えます。以上です。

(野村委員)

ありがとうございます。例えば10ページに「障がい者差別解消法」とあります。知らない方はいらっしやらないと思えますが、これも法律ですから漢字ですよ。その辺を見ていただければと思います。固有名詞といったものは、一般的には大元のものを使うということになっていると思えます。

(高山代表)

ありがとうございました。それでは委員の皆さんから特にご意見ないようでしたら、オプザーバーの村松さんお願いいたします。

(村松委員)

まず大人のほうで、3ページの「あなたの障がい等について当てはまるものに○をつけてください」のところの4番で、前回私のほうから指定難病だとちょっと足りないのではないかとこのところを補っていただいているのですが、またそこで補足したいところがあります。実は「指定難病及び障がい者総合支援法の対象疾病（難病）」というのが正式名です。実は、関節リウマチというのは、確かにこの障がい者総合支援法の対象疾病なのですが、筋ジストロフィーは指定難病のほうです。ですから障がい者支援法の難病として筋ジストロフィーが入ってしまっているので、「指定難病（筋ジストロフィー）等及び」とならないと正確な表現にはならないのではないかとということが、まず1点です。

それから5ページの間11「主な障がい」の「当てはまるものはすべて○」の8番です。ここも指定難病だけになっておりますので、総合支援法の対象疾病ということもつけ加えたほうがよいのではないかと思います。

またそれに準じて22ページの間54の13番です。ここは「指定難病」という言葉があるのですが、ここに全部先ほどの言葉を入れてしまうと長くなってしまいますので、ここは「難病」だけでよいのではないかと思います。「指定」はなく、「高次脳機能障がい、発達障がい、難病のある方への支援」でよいと思います。前のほうがあるので通じると思います。大人の方は以上3点になります。

障がい児のほうは、4ページの間8の中の8番で「指定難病」があります。実は子どもの難病というのは、指定難病は300いくつしかないのですが、圧倒的に多いのが800以上子どもの難病として抱えているのは別のカテゴリになります。皆さんご存知だと思うのですが小児慢性特定疾病です。小児慢性特定疾病という子どもの難病が800以上あるので、ここに該当する子どもは答えがなくなってしまいます。「指定難病及び小児慢性特定疾病」と併記したほうがよいと思います。

それに倣って子どもの23ページ、間58の13番です。これも先ほどの大人と同じように、指定難病の「指定」をなくして、「発達障がい、難病のある方」とただ「難病」と記載したほうがよいと思います。指定難病とすると、先ほどの小児慢性特定疾病が入ってこなくなってしまいます。あるいは「難病・小児慢性特定疾病」でもよいと思います。そのような形の表記だと答えるほうが困らないと思いました。以上です。

(事務局 飯沼)

事務局です。ご意見ありがとうございます。難病につきまして、記載がわかりづらいところや正しくないところがあったかと思っておりますので、ご指摘の通り修正していきたいと思っております。ありがとうございます。

(高山代表)

ありがとうございます。改めまして、皆さんアンケートについてご質問等ございますか。都築委員お願いいたします。

(都築委員)

レイアウトについてです。成人の9ページの間2 1に自由記述の欄があります。小さすぎて書き切れませんでした。

また児童の9ページの「※インクルーシブ教育」は前ページのほうがよいと思います。

(事務局 飯沼)

レイアウトのところは修正可能なところは修正いたします。ありがとうございます。

(高山代表)

ありがとうございました。よろしいでしょうか。ありがとうございました。少し時間をオーバーしてしまい、皆さんを予定よりも時間拘束して申し訳ないです。

それでは今回いただきましたご意見も反映して、また事務局に戻って確認していただく部分もありますが、それらを反映して調査票をまとめていくということで事務局にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

最後、その他ということになりますが、委員の皆さんから何かございますか。

(事務局 飯沼)

本日、その他のところで追加の資料があります。画面共有させていただいたのですが、藤澤パラスポーツフェスタについてお願いいたします。

(種田委員)

藤澤パラスポーツフェスタ2025が、今月の11月23日、日曜日に秋葉台文化体育館で開催されます。今回は、先ほども会議の中で出ておりましたが、挨拶等がなく楽しめる、あるいは体験できるものになっております。また駐車場を2時間無料枠がありますので、ぜひとも。駐車場は本当に広いので遊びにきていただけたらと思っております。お知り合いの方をお誘いしていただけたら嬉しいです。よろしくお願いします。

(高山代表)

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。鈴木委員お願いいたします。

(鈴木委員)

今日、配られた資料の第2回ふじさわ障がい者プラン検討会の実施概要ですが、4ページ目の真ん中、本人の意思確認が難しい場合はというところの質問が種田委員の名前になっていますがここは私だと思えます。確認を先ほどさせていただきました。ここは訂正していただけたらと思えます。

(事務局 飯沼)

事務局飯沼です。すいません、質問した方の名前が誤っていたところについては修正いたします。ありがとうございました。合わせて、実施概要と議事録についても修正させていただきます。失礼いたしました。

(高山代表)

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。野村委員お願いいたします。

(野村委員)

野村です。今日はそのアンケートの話がいろいろ出ているわけですが、そもそもふじさわ障がい者プランがあまり知られていません。いろいろなところで認知がされていません。障がい福祉関連のことをされているところでも知られていないということで、今度12月6日にふれあいフェスタがあります。そういった場を利用して、このふじさわ障がい者プランをPR、アピールして、こういったものがありますというようにされてはいかがでしょうか。何らかの方法でということ、以前飯沼さんにお話しました。いかがですか。

(事務局 飯沼)

事務局飯沼です。ふじさわ障がい者プランについて、野村委員からのご相談いただきまして、12月に行うふれあいフェスタについてチラシのようなものを配架しようというところで、今お話がありました。チラシについて、まだ内容が確定しておりませんので、内容ができたならまた委員の皆さんにご意見いただきまして、当日配架できればと考えております。事務局からは以上です。

(高山代表)

ありがとうございました。他はいかがでしょうか

(野村委員)

せっかく皆さんがこうやって集まって、いろいろなこととお話されているので、例えば本庁舎1階のロビーなどありますよね。そのように、この障がい者プランを案内できるようなことがあると嬉しいです。何か機会あればよろしくお願いいたします。

(高山代表)

ありがとうございました。それでは以上ということよろしいでしょうか。時間をオーバーしてしまって申し訳ありませんでした。

それでは以上となりますので、事務局のほうにお戻ししたいと思いますお願いいたします

す。

(事務局 林)

障がい者支援課林です。本日も長時間にわたりまして、ご協議、様々貴重なご意見等を賜りまして大変ありがとうございました。ふじさわ障がい者プラン検討委員会、次回開催は年明けになります。1月26日、月曜日、時間は本日と同じく午前10時からになります。直接ご来場いただく方につきましては、本日と同じ本庁舎5階の5-1会議室を予定しております。

それでは、長時間にわたりましてご審議等ありがとうございました。これをもちまして、令和7年度第3回ふじさわ障がい者プラン検討委員会を閉会したいと思います。大変ありがとうございました。

閉会